

## 子の養育期間における標準報酬月額特例措置の周知

### — 日本年金機構からの回答要旨 —

標記について、平成 24 年 6 月 26 日に日本年金機構にあっせんしたところ、7 月 24 日付けで以下の取り組みを行うとの回答がありました。

あっせんを受けて、次の①から③の措置を講じた。また、今後も④及び⑤の措置を実施する予定である。

- ① 保険料納入告知書に同封する事業主に対するお知らせ（平成 24 年 6 月号）の全国向け記事への掲載
- ② 日本年金機構のホームページに、事業主に対する手続案内に加えて、被保険者向けのパンフレット「育児休業や介護休業をする方を経済的に支援します」を掲載
- ③ 日本年金機構ツイッターに、標準報酬月額特例措置についての情報を発信（平成 24 年 6 月 26 日）
- ④ 年金制度の普及・啓発や相談に応じている職域型年金委員（全国で約 12 万人）及び地域型年金委員（全国で約 6 千人）に対して、研修や情報提供を実施
- ⑤ 平成 24 年 10 月送付の保険料納入告知書に、育児休業の取得から当該特例措置までの手続を説明した被保険者向けの案内を同封し、事業主経由で被保険者に周知